

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 7 月まで

中学卒業後、住み込みで勤めていた商店を辞める時、その店主から国民年金手帳や預金通帳を手渡された。自分のために店主は貯金をしてくれて、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

また、商店を辞めてからは、元妻が保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、自身で国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶は無く、申立期間当時、昭和 39 年 4 月に婚姻するまで住み込みで勤めていた商店の店主が加入手続及び保険料の納付をしてくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、36 年 4 月に申立人の同僚（店主の義弟）及びその配偶者（当時、店主とは別世帯）と連番で払い出されていることから、同店主が申立人の加入手続を行ったことが考えられる。

また、申立人は、昭和 40 年 4 月ごろ同店を退職する際、店主が申立人の開業資金として貯金をしてくれていた郵便局の貯金通帳、生命保険証書及び国民年金手帳を店主から手交され、その時初めて、自身が国民年金に加入していたことを認識した等、当時の店主とのやりとりを具体的に記憶しているほか、申立人の主張内容等から申立人と同店主とは家族同様の関係にあったこともうかがえることから、同店主が保険料を未納にしたままの国民年金手帳を申立人に手交することも考え難い。

さらに、同店主夫婦は、いずれも昭和 38 年 4 月から保険料の納付を開始して以降、60 歳に到達するまで保険料の未納は無く、納付開始後は保険料

の納付意識も高かったことがうかがわれることから、同店主が、申立人についても、同年同月に納付を開始した以降、申立人の退職前の40年3月までの保険料を納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年から38年3月までの期間については、同店主夫婦についても未納期間となっており、同店主が申立人の保険料のみを納付していたとは考え難く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間のうち、退職後の昭和40年4月から43年7月までの期間については元妻が納付していたと主張しているが、元妻から当時の状況について聴取することができず、申立人は当該期間の保険料納付に直接関与していないため同期間の状況は不明である上、ほかに申立人の元妻が同期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、兄と共に厚生年金保険に加入していない個人事業所に勤務していたため、母親が私と兄の国民年金の加入手続をし、保険料の納付をしてくれた。途中から義姉が引き継ぎ、母親、兄及び私の3人分の国民年金保険料を納付していたと証言しているので、申立期間が私だけ未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人及び申立人の兄に係る国民年金加入手続を行い、申立人の兄が婚姻するまで、申立人及び申立人の兄の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、兄弟の国民年金手帳記号番号が、国民年金制度発足時に連番で払い出されていたことが確認できるほか、その兄の婚姻のころまで（昭和39年8月まで）の保険料は納付済みとされている上、その母親も、国民年金制度発足時から国民年金に任意加入し、満60歳となるまで保険料の未納は無いことから、申立人の母親は、国民年金に対する関心及び保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の義姉は、申立人の主張どおり、婚姻後、家族の保険料を納付することとなり、申立期間当時は家族のうち自身を除いた3人（申立人、その母親及び兄）の保険料合わせて300円ぐらいを集金人に納付していたと述べているところ、上述のとおり、申立人の母親に保険料の未納は無い上、申立人の兄も婚姻のころ以降一部期間を除いて未納は無い。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する市では、自治会等で推薦された

国民年金委員が保険料の集金を行っていたことが市の広報紙から確認できる上、申立人の義姉が記憶する上記保険料額も当時の実際の保険料額と概ね一致することから、義姉の主張は信憑性^{しんびょう}がある。

これらのことから、申立人の申立期間に係る保険料が申立人の母親及び義姉によって納付されたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から38年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。しかし、A事業所の関連会社であるB事業所から、昭和37年7月1日にA事業所に戻って38年3月31日まで勤務し、この間、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務(B事業所からA事業所に異動)していたことが認められる。

また、申立人の異動日については、複数の同僚が、「申立人とは会社に併設されている独身寮で一緒であり、申立人は正社員として、A事業所に継続して勤務していた。」との証言をしている上、当該複数の同僚うち一人が、「B事業所はA事業所の子会社であるが、同じ場所にあり、業務及び勤務実態はA事業所と同じであった。」としているところ、オンライン記録において、昭和37年7月1日にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は30人確認できるが、そのほとんどの者が同日にA事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年7月1日とすることが妥当

である。

さらに、申立人は、昭和 38 年 5 月に結婚することになり、同年 3 月 31 日で A 事業所を退職したと述べているところ、複数の同僚が、「申立人は結婚するという理由で退職した。」と証言していることから、申立人の資格喪失日は同年 4 月 1 日とすることが妥当である。

加えて、A 事業所における申立人が記憶する上司は、「申立人は私の部下であり、C のオペレーターをしていた。この職種は特殊免許が必要であり、正社員であった。A 事業所では正社員は厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録により、B 事業所で昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日、A 事業所で被保険者資格を取得した被保険者の大半が、標準報酬月額に変更がないことが確認できるほか、申立人は、B 事業所から A 事業所に戻った際、勤務形態や業務内容が変わらず給与も同額であったと主張しており、申立人に係る B 事業所における 37 年 6 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年5月10日に、資格喪失日に係る記録を44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年5月から同年7月までは2万8,000円、同年8月から44年5月までは4万2,000円、同年6月及び同年7月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月10日から44年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所本社から同事業所B支店C営業所に転勤し働いていた期間と一致しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合から提出された被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し（昭和43年5月10日にA事業所本社から同事業所B支店に異動し、44年8月1日に同事業所B支店から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D健康保険組合が提出した被保険者台帳の記録から、昭和43年5月から同年7月までは2万8,000円、同年8月から44年5月までは4万2,000円、同年6月及び同年7月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届

が提出された場合には、被保険者報酬月額変更届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 5 月から 44 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1087

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から7年2月1日まで

社会保険事務所（当時）の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が改ざんされていることを知った。A事業所の取締役であったが、社会保険の事務や経理には関与していないため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から7年1月までは30万円と記録されていたところ、8年1月10日付けで、遡^{そきゅう}及して引き下げられており、3年1月から6年10月までは8万円、同年11月から7年1月までを9万2,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本において、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、元経理部長は、「全ての決裁事項は事業主である申立人の夫が決定していた。事業主は事業主印を厳格に管理しており、申立人を含め、他の者に預けることは無かった。」と証言している。

さらに、決算及び税務事務を依頼されていた、会計事務所の職員は、「A事業所の事業主はワンマン経営者であり、重要決定は他の役員等に相談することなくすべて独断で決めていたようだ。平成7年ごろには、社会保険料を含む税金などの滞納があったと記憶している。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処

理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 4 年 3 月まで

私は、自分の国民年金保険料を納付していなかったが、妻が私の将来のために保険料を納め始めてくれたことを覚えている。第 3 子が生まれた後に保険料を納め始め、申立期間当時は、児童手当の支給対象にならないほど収入があった。このころから保険料を納めていると思うので、申立期間が未納等となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 1 月に払い出されているが、申立人は 58 年 12 月に申立期間当時居住していた市へ転入した際、国民年金加入手続をしたものの、国民年金保険料を納付していなかったとしているほか、申立期間について、自身では保険料を納付しておらず、これを行ったとする申立人の妻は、申立人の保険料の納付を開始した時期について、申立人の主張と同じく第 3 子が生まれた後としているが、具体的にいつごろからなのかは分からないとしている。

また、申立人の妻は、申立人の保険料の納付を開始した時の保険料額は 9 千数百円だったと述べているが、この金額は、オンライン記録上、申立人が保険料の納付を開始したとされる平成 4 年度の保険料額とほぼ一致している。このことから、申立人及び申立人の妻が、申立期間の保険料の納付として記憶しているのは 4 年度から開始した保険料の納付を指していると考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間当時から居住している市の納付記録でも申立期間は申請免除及び未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはう

かがえず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 42 年 12 月まで

老後の生活のため、国民年金は誰もが必ず加入しなければならないと思っていた。そのため、国民年金制度開始当初の昭和 36 年 4 月から加入し、保険料の納付を開始した。保険料は自宅に訪問してきた集金人に渡し、その際、台帳のようなものに押印してくれた記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅に訪問してきた町内の役員に国民年金保険料を渡したと述べているところ、申立人が当時居住していた市では、申立人の主張どおり、町内の年金委員等による保険料の集金が行われていたが、申立人が記憶している保険料額は、オンライン記録上、申立人が保険料の納付を再開したとされる昭和 45 年以降の金額であり、申立期間当時の金額と相違する。

また、申立期間に係る保険料は、申立期間当時の申立人の妻も申立人と同様に未納とされている。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金の加入手続、保険料納付について当時の様子は分からないが、申立期間当時の勤め先の後輩の国民年金保険料は納付済みとなっているので、会社が国民年金保険料を払ったと思い申し立てた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続について明確な記憶は無く、申立期間当時勤務していた会社が従業員の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者の保険料納付開始時期から、申立人の記号番号は昭和 37 年 4 月以降に払い出されたものとみられ、かつ申立人及びその妻の記号番号は連番で払い出されていることから、このころ申立人の妻が夫婦の国民年金加入手続を行ったことが考えられ、これは、オンライン記録上、申立人及びその妻の保険料の納付が始まっている時期とも符合している。

また、申立人は保険料の納付にも直接関与していないため、保険料納付に関する状況は確認できない上、申立人が主張する後輩の国民年金記録についても昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで未納であり、同後輩も保険料納付方法について記憶は無く、当時の状況は不明である。

さらに、上記国民年金加入手続の時期から、申立期間に係る保険料は過年度扱いとなった可能性があるが、申立期間に係る保険料が過年度納付されたことを推認できるまでの事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成 12 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成 12 年 11 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を毎月自宅まで徴収に来ていた市役所の職員に妻の分と一緒に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月については、同じ町内の年金の係の人に国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によれば、昭和 59 年度及び 60 年度の保険料については申請免除を受けていたことが確認できることから、この 2 か月分の保険料について納付を求められることは考え難い。

また、申立人は申立期間の大半である昭和 61 年 4 月から平成 12 年 11 月までの保険料については、当時、毎月、自宅に来ていた同じ市職員に納付したと述べているが、当該市では、申立期間当時、通常、保険料は納付書により金融機関で行うこととされていた上、当該市によれば、平成 5 年度から 13 年度までの間においては、保険料を滞納している者を訪問して徴収を行う専任徴収員を設置していたものの、基本的に市職員が保険料の徴収のために加入者宅を定期的に訪問することは無かったとしており、昭和 61 年 4 月から平成 12 年 11 月までを通じて、申立人が主張するように同じ市職員に保険料を納付することは考え難い。

さらに、申立人は申立期間について納付した保険料額に係る記憶は無く、通常発行される領収書も一度も受け取ったことは無いとしているほか、オンライン記録上、申立人の妻も申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月及び同年9月

私の持つ年金手帳には平成6年8月及び同年9月の国民年金の加入期間に係る記載があったが、一昨年、市役所の支所で、3冊持っていた年金手帳を1冊に統合する際に取消線で消されてしまった。この期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る住民票は、その両親のところに置いていたため、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の母親が行ったのではないかと思うと述べているが、その母親は、申立期間当時、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付をした記憶が無いと述べており、当時の状況は不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間が国民年金加入期間であったことを示す記載（同記載には取消線が引かれ、期間の訂正がされている。）があったことをもって、同期間の保険料を納付していた証拠であると述べているが、同欄の記載は、保険料の納付の有無にかかわらず、当該期間が国民年金被保険者資格期間であったことを表すに過ぎず、申立人が当該期間に保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から33年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。大学時代の先輩に誘われてA事業所に勤務したことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に就労した経緯の記憶、申立人の提出した、り災証明書及び申立人の在職中に火事があったとする同僚の証言から、申立人は申立期間にA事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所が発刊した記念誌Bに掲載されている「過去在職職員」の一覧表の申立人に係る「昭和」欄には、「33年」と記録されており、申立人のオンライン記録に記載されている厚生年金保険の資格取得年の記録と一致している。

また、A事業所の記念誌Bの編集に携わったとする職員は、「記念誌Bの「昭和」欄の年は、編纂時に保管されていた退職者の職員名簿及び社会保険関係書類において勤務の事実が確認できる年を記録した。」と証言したため、申立人の同僚に係る「昭和」欄についても調査したが、オンライン記録に記載されている厚生年金保険の資格取得年と一致していることが確認できた。

さらに、自分の記憶する勤務期間と厚生年金保険の期間の相違している者がいることについて、上述の職員は、「申立人の職種についての取扱いは分からないが、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していない職員もいた。厚生年金保険に加入していない期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは無いと思う。」と回答している。

加えて、申立人が提出したC事業所（A事業所の合併後の事業所）の申立人の

申立期間に係る在職証明書について、C事業所は、申立人の勤務期間とは異なる期間の在職証明書を発行し、C事業所のDは、「在職証明書を作成した職員は既に退職しているため、どのような経緯で証明書を発行したか不明である。記念誌Bしか資料が無いため、申立期間にどのような契約で勤務したか明らかでない。雇用契約が不明なため、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入する職員として勤務していたことを認めることはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月15日から37年1月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名字を記憶していた複数の同僚とは連絡が取れず、連絡の取れた複数のA事業所の元従業員についても申立人のことを知っている者はいなかったことから、A事業所における申立人の在籍及び勤務状況の確認ができなかった。

また、申立人は、申立期間の雇用形態については、「準社員としてB作業を行い、正社員になる前に退職した。」と述べているところ、A事業所の元従業員は、「入社後、2年ぐらい後に試験を受けて正社員となり、厚生年金保険には正社員になった時に加入した。」、「入社後、4年間臨時社員として働いており、その途中で厚生年金保険に加入した。」、「臨時社員として入社したが、私はCであったことから、他の運転手や作業員とは違い、臨時社員の時から厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、申立期間当時、A事業所の運転手や作業員は、準社員(臨時社員)として入社後、ある程度の期間を経てから、または正社員に登用されてから厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、A事業所では申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の社会保険事務担当者についても分からないとしていることから、準社員についての社会保険の取扱い、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和35

年5月25日から37年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1090 (事案番号 427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 30 年 9 月 13 日から 34 年 4 月 5 日まで
③ 昭和 34 年 7 月 22 日から同年 9 月 20 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の脱退手当金の支給対象となった申立期間の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る事業所の次に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人の脱退手当金は昭和 35 年 4 月 19 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、40 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立事業所を辞めるに当たって、退職金をもらったが、脱退手当金ではない。」として退職金の給与袋を提出しており、当該給与袋に記載されて

いる退職金額は、脱退手当金の支給額と相違することが確認でき、また、申立期間当時の社会保険担当者に聴取したところ、「脱退手当金の代理申請があったことは覚えているが、どのような方法で脱退手当金を渡していたかは分からない。」と証言しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 37 年 5 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、A事業所B支店のC営業所で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所B支店のC営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の複数の同僚は、「申立人は正社員ではなかったと思う。」と証言している。

また、申立期間当時、A事業所B支店C営業所で厚生年金保険の事務を担当していた同僚は、「当時、A事業所B支店C営業所の従業員で厚生年金保険の被保険者となっていたのは、正社員だけであった。正社員だった者の氏名は記憶しているが、申立人の氏名は記憶が無い。厚生年金保険の被保険者となっていない従業員の給与から、厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、D事業所（A事業所が名称を変更）に照会したところ、「当社の正社員の名簿を検索したが、申立期間当時に申立人の氏名は無かった。」と回答している。

なお、A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、昭和 30 年 3 月 21 日から 37 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。また、オンライン記録において、A事業所B支店C営業所という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年3月30日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和34年6月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年6月11日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、39年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から同年3月4日まで
(A事業所)
② 昭和31年8月6日から33年6月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について加入記録の確認ができないとの回答を得た。しかし、A事業所には昭和24年1月から、B事業所には31年8月から勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の総務担当者は、「申立人はA事業所の設立時からの社員だった。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和24年3月4日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人及び事業主の親族二人も同日に資格取得していることが確認できる。

また、上述の総務担当者は、「当時は、A事業所を設立した時期であり、事業主の親族も申立人と同日に資格を取得しているのであれば、会社が厚生年金保険の新規適用届の事務手続を遅れてしまったのではないか。厚生年金保険料の控除もしていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、A事業所に申立期間①当時の資料は無く、当時の事業主及び上述の親族二人は既に死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

申立期間②について、B事業所の同僚は、「申立人と一緒にB事業所を設立した。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、B事業所は、昭和33年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人及び上述の同僚も同日に資格取得していることが確認できる。

また、当該同僚は、「最初の1年半ぐらいは厚生年金保険に加入していなかった。保険料の天引きをされることもなかった。」と証言している。

さらに、B事業所の総務担当者は、「当時の社員に話を聞いたところ、申立期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかったことが分かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 5 日から 34 年 10 月 24 日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、当時、A船舶に乗っていたことは確かであるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者台帳では、申立期間における船員保険被保険者記録は確認ができない。

また、A船舶が停泊していたとする漁港のある地域を管轄する法務局は、「A船舶での登記は確認ができない。」と回答している。

さらに、A船舶が停泊していたとする漁港のB市漁業協同組合は、「A船舶についての資料は無く、A船舶のことを覚えている者もないため、こちらでは何も分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、A船舶の船舶所有者及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該船舶における乗船状況、船員保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から53年6月30日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所に勤務していたとして、A事業所の業務内容、元事業主及びその妻について詳細に証言している。

しかし、A事業所の元役員は、「申立人は、B事業所から紹介されたCであり、事業主と事業主の妻の世話役だった。A事業所の従業員でなかったことから、社会保険には加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人をA事業所の事業主の家庭に派遣したとするB事業所に照会したところ、「当社が派遣するCは、個人事業主にあたり、厚生年金保険に加入させることはない。」との回答を得た。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、36年4月から50年7月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成2年8月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間中にA事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の職員名簿、辞令書、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人に対して、平成2年8月1日にA事業所の被保険者として被保険者番号が払い出され、申立人の厚生年金手帳が新規に交付されたことが確認できる。

また、B共済組合C支部に照会したところ、申立人は昭和62年4月1日から平成元年3月31日まで、B共済組合の任意継続組合員であると回答していることから、申立期間のうち昭和63年4月1日から平成元年3月31日までは、厚生年金保険の被保険者でなかったことが推認できる。

さらに、A事業所は、「申立期間当時の資料はすでに廃棄されており、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできない。」と回答している。

加えて、A事業所の申立期間当時の上司が、申立人の前任者として記憶する者について、厚生年金保険の記録を調査したが、オンライン記録に厚生年金保険の

記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 43 年 1 月 4 日まで

社会保険事務所 (当時) に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 事業所において厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

しかしながら、A 事業所において勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所で厚生年金保険の被保険者記録を有する申立人の^{おい}甥の証言より、申立人は A 事業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、上述の^{おい}甥は、「申立人は、A 事業所に自分より後から入社し、先に辞めた。申立人は 1 か月ぐらいしか働いていない。A 事業所が厚生年金保険加入手続をする前に辞めたと思う。」と述べている。

また、申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録を有する者のうち、連絡のとれた者から聴取したが、申立人のことを記憶する者はいないことから、申立人が A 事業所において勤務していたとする期間を特定できなかった。

さらに、A 事業所の申立期間当時の事業主及び役員は死亡、又は連絡先を特定できない上、同事業所の後継事業所である B 事業所は、「当社は平成 5 年に移転しており、申立人のように移転前に A 事業所を退職した者の人事に関する資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の A 事業所における勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認することはできなかった。

なお、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和 40 年 12 月

27日から43年3月21日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 15 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の代表取締役の証言から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所名簿において、A事業所という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、上述のA事業所の代表取締役は、「A事業所は、厚生年金保険に加入したことはない。」、「従業員に対しては、A事業所は厚生年金保険に加入していないため、個人で国民年金に加入するようにとの説明を申立期間当時からしていたはずである。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。